

(仮称)嵐山町地球温暖化対策推進条例(案)の説明

嵐山町議会文教厚生委員会

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本的な考え方(第3条～第7条)

第3章 地球温暖化対策への取組み(第8条～第17条)

第4章 その他(第18条)

附則

前文

私たちの住む嵐山町は、武蔵の国比企丘陵の中核にあって、緑豊かな山河に恵まれた、国蝶オオムラサキが舞う町です。

この小さな町にも、近年地球温暖化の現象が見られるようになりました。「里山の落ち葉の時期が変わってきている。」「この地域では生息していなかった昆虫がみられるようになった。」「高温で畑の作物が生育しない。」、こんな声を里山保全や、農林業に携わる人から伝えられました。

世界の各地からも、海面上昇による島の消滅、海水温度変化による魚類の生態の変化やサンゴの消滅、砂漠化の拡大、洪水や豪雨など、深刻な気候変動が報告されています。

これまで、人間が築き上げた文明社会は、生産や消費など私たちの生活のあらゆる場面でCO₂を排出し続けてきました。その結果、地球の自然のバランスが崩れ始め、私たち人間を含むすべての生き物の命に危険な状況をもたらしています。私たちは、かけがえのないこの星に生まれ、何億年と続いた命の連鎖を私たちの時代で終わらせることなく、未来につなげる責任があります。

「地球を守ろう」と危機を感じた人々が声をあげ、地球温暖化防止のための国際的枠組みも作られました。「私たちに出来ることから始めよう。」「森林を減らさない。」「フードマイレージを考えた消費を。」という声を聞きました。人間が作ってきた負の環境を、人間の知恵で改善することはできるはずです。

今私たちに出来ることは、CO₂の排出量を最小限に留める仕組みに変え、低炭素型社会へ一歩一歩進めて行くことです。嵐山町の緑と清流、国蝶オオムラサキが舞う環境を遙か未来の人達に手渡すことが出来るよう、思いを込めてここに(仮称)嵐山町地球温暖化対策推進条例を制定します。

【説明】

嵐山町議会文教厚生委員会で、地球温暖化対策の条例を制定するために、町民のみなさん、大妻中高生、嵐山町菅谷中・玉ノ岡中の生徒のほか多くの方と意見交換会を行いました。意見交換会での町民の方・中高生のことばを多く取り入れました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、低炭素型社会のまちづくりを進めることにより、地球温暖化を抑え持続可能な地球環境に寄与し、現在及び次世代のすべての町に関わる人の健康と豊かな生活に貢献することを目的とします。

【解説】

嵐山町が、持続可能な町にする低炭素型社会のまちづくりを進めます。

(ことばの意味)

第2条 この条例で用いられることばの意味は、次に掲げるとおりです。

- (1) CO₂ 二酸化炭素をいいます。
- (2) 地球温暖化 人々の活動に伴い発生するCO₂などが増加することによって、地球全体の地表と大気の温度を上昇させる現象をいいます。
- (3) フードマイレージ 食料が消費者に届くまで、どれくらいの距離を輸送してきたのか数字で表したものです。
- (4) 低炭素型社会 人々の活動に伴い発生するCO₂の量が少なく、地球全体の環境保全に貢献する社会をいいます。
- (5) 地球温暖化対策 人々の活動に伴い発生するCO₂の量を減らすなど、地球温暖化の防止に役立つ方法をいいます。
- (6) 町民 町内に住んでいる人、町内の事業所や学校などで働き学ぶ人をいいます。
- (7) 事業者 企業、その他の団体や個人事業主をいいます。
- (8) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条3項に規定するガス(CO₂、メタンなど6種類のガス)をいいます。
- (9) エネルギー事業者 電気やガスなどのエネルギーを供給する事業者をいいます。
- (10) 京都議定書目標達成計画 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づき、政府が定めた計画をいいます。
- (11) 嵐山町エコシステム 町が構築する町民、個人事業者及び学校などを対象にした環境によりよい行動を、継続的に行う簡易な「計画、実行、評価、見直し」の仕組みをいいます。
- (12) 環境マネジメントシステム 「計画、実行、評価、見直し」の繰り返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組み、ISO14001、エコアクション21及び嵐山町エコシステムなどをいいます。
- (13) 環境保全団体等 嵐山町で環境保全をする民間団体、学校、地域の人をいいます。
- (14) ウッドマイレージ 木材が利用者に届くまで、どれくらいの距離を輸送してきたのかを数字で表したものです。
- (15) 再生可能エネルギー 太陽光や太陽熱、森林資源など、CO₂の発生が少なく、繰り返し活用できるエネルギーをいいます。

【説明】

第2条は、この条例で使っている言葉で、普通の日常生活であまり使われていない言葉や専門的な言葉の意味を説明しています。
この条例の制定後に町民のみなさんが簡単に環境に貢献できる仕組み「嵐山町エコシステム」をつくります。

第2章 基本的な考え方

(基本的な考え方)

第3条 町は、次の考え方に基づいて地球温暖化対策に取り組みます。

- (1) 現代に生活している私たちが利便性・快適性を追求した結果として、大量の温室効果ガスの排出をし続けることが地球温暖化の一因であるとの基本的な認識に立ちます。
- (2) 京都議定書に基づき世界の行動が進められている今、町においての地球温暖化対策の推進に当たり、低炭素型社会を進めるまちづくりを町、町民及び事業者が協働して実践し、自然豊かな環境を次世代に引き継ぎます。

【説明】

第3条の基本的な考え方では、これまでの私たちの生活が、便利で快適な生活を追及したために、地球温暖化を招いたという認識に基づいて、地球温暖化対策を進めるにあたっての低炭素型のまちづくりをめざし、自然豊かな嵐山町、自然環境の豊かさの指標でもある国蝶「オオムラサキ」の舞う環境を次世代に引き継ごうという意味を示しています。

(対策目標)

第4条 町、町民及び事業者は協力し合って、次に掲げる地球温暖化対策に取り組み、低炭素型社会のまちづくりを進めます。

- (1) 町は、国や県と連携して町のCO₂排出量を把握、公表できるように努めます。
- (2) 町のCO₂排出量の削減目標値を、嵐山町地球温暖化対策地域推進計画(以下「地域推進計画」といいます。)に定めます。

【説明】

現在、嵐山町のCO₂の排出量の算出は、環境省が作成した簡易な方法で自治体ごとのCO₂の排出長の算定方法でしか算出できません。プロパンガスや都市ガス、電力会社は都道府県にその排出量の報告義務があるのですが、市町村ごと部門ごと(家庭部門・業務部門・製造部門など)の報告義務がありません。国は、国が市町村毎にCO₂の排出量を報告する仕組みを策定し、市町村でCO₂の排出量削減の努力が、実際に数字になって明らかになるような仕組みづくりが必要です。そこで、議会では平成23年3月に国に対して、CO₂の市区町村別部門別排出量が

わかる制度を求める意見書を提出しました。

(町の責務)

第5条 町の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 町は、今後の政策を進めるに当たっての施策は、低炭素型に配慮します。
- (2) 町は、町民や事業者、環境保全団体等に対し、町が実施する地球温暖化対策への参加協力を求め、必要な場合は、予算の確保に努め予算の範囲内で支援します。

【説明】

嵐山町の責任として、地球温暖化を抑止するために、今後の政策は可能な範囲で低炭素型の施策を行うようにすることを定めています。

又、今後低炭素型社会を実現するために、町民や事業者や環境保全団体に、町の地球温暖化対策への参加を求め、予算の範囲内で必要な場合、支援する条項です。

(町民の責務)

第6条 町民の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 町民は、日常生活において自主的かつ積極的に地球温暖化対策を実行するよう努めます。
- (2) 町民は、町、環境保全団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めます。

【説明】町民の責任として地球温暖化を抑止するためにできることから実施していくことを定めています。

(事業者の責務)

第7条 事業者の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 事業者は、事業活動を行うとき、温室効果ガス排出量の把握に努めます。
ただし、事業活動に関して、国、県に報告義務のある町内の事業者はCO₂排出量にかかる報告書の写しを町に提出するとともに、町が実施する地球温暖化対策に協力します。
- (2) エネルギー事業者は、CO₂排出量の算出の基礎になる数値を町に提出するとともに、町の地球温暖化対策に協力します。

【説明】

事業者の責任としてCO₂の排出量を把握し、削減する努力を求めています。又、埼玉県内の重油換算で1500k lを使用する事業者と、埼玉県内の総床面積10,000㎡以上ある事業者はCO₂の排出量の報告義務があります。

そのため、埼玉県に報告義務のある嵐山町の事業者は、嵐山町内でのCO₂排出量

の報告を求めるものです。

(2)は、東京電力、プロパンガス事業者に嵐山町分の電力・プロパンガスによる嵐山町分のCO2排出量を町に提出を求めて、町の地球温暖化対策に協力を求める条項です。

第3章 地球温暖化対策への取組み

(地域推進計画)

第8条 町長は、嵐山町全体で低炭素型社会を目指し地球温暖化対策を総合的にかつ計画的に進めるため、京都議定書目標達成計画に基づく地域推進計画を町民の意見を聴いて定めます。

2 地域推進計画は、次に掲げる事項を定めます。

- (1) 地球温暖化対策に関する計画期間と目標
- (2) 地球温暖化対策に関する具体的な施策
- (3) その他、地球温暖化対策に関わること

3 地域推進計画を変更するときは、1項を準用します。

4 町長は、地域推進計画を定めたときや変更したときは、これを公表します。

【説明】

第4条で規定した地域推進計画を具体的に定めています。地域推進計画を定め、又、変更するときも町民参加のもとに行います。地域推進計画で、具体的な削減目標値を組み込み、それに向けて嵐山町が具体的な施策を実行していきます。

(県・近隣市町村等との連携)

第9条 町は、温暖化対策を推進するための広域的な取組みについては、県、近隣市町村及び一部事務組合と連携して推進します。

【説明】

第9条は、地球温暖化対策を進めるにあたって、埼玉県や近隣市町村や小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合などと連携して推進することを定めています。

(環境に関わる教育や学習)

第10条 町は、町民や事業者の低炭素型社会への生活を推進するため、環境に関わる分野の教育や学習を推進します。

2 町は、こどもたちが温室効果ガスの吸収作用を高める里地里山と親しむ事業を推進します。

【説明】

意見交換のなかで環境教育、環境にかかわる学習の指針が求められ、教育のなかで、こどもたちによる里地里山づくりを推進し、緑によるCO₂の削減を将来的にも続けます。

(嵐山町エコシステム)

第11条 町は、公共施設、家庭及び個人事業者がCO₂の排出量を管理しやすい嵐山町エコシステムを策定し、地域推進計画策定時に公表し、活用を推進します。

2 町は、事業者に環境マネジメントシステムの普及を勧めます。

3 町民、事業者及び環境保全団体等は、嵐山町エコシステムに基づいて低炭素型社会づくりに取り組み、町長に対して計画書や報告書を提出することができます。

4 町長は、大幅にCO₂を減らすなどの模範となる低炭素型社会のまちづくりを推進した町民、事業者及び環境保全団体等を表彰し、積極的に広報紙やホームページで公表します。

【説明】

第11条は、町民の方や個人事業者、環境保全団体がCO₂の排出削減に取り組みやすいように「嵐山町エコシステム」を策定することを定めたものです。

具体的には、埼玉県の見えなかったCO₂がよく見える家庭のCO₂削減ハンドブック、中小企業向けCO₂削減シートなどを参考にして策定します。策定された嵐山町エコシステムに基づいてCO₂の削減に貢献した町民や環境保全団体や事業者を表彰し、広報やホームページで公表し、CO₂の削減を皆さんに啓蒙します。

(身近な緑との関わり)

第12条 町は、CO₂を吸収する里地里山の整備、保全を推進します。

2 町、町民及び環境保全団体等は、里地里山の有効な利用に努めます。

3 町、町民、事業者及び環境保全団体等は、身近な緑の保全と緑の創出に努めます。

【説明】

意見交換のなかで、里地里山の整備によってCO₂を吸収することが重要であるという意見や実際に取り組んでいる活動が紹介されました。CO₂の削減に、里地

里山づくり条例を基本として、若木によるCO₂の吸収作用を活発にする取り組みを定めたものです。「杉山城整備」、「小千代山整備」、「金皿山の整備」、「トラスト地の整備」などによるボランティア活動でこれからもCO₂の吸収作用を持続し、新たな緑の創出を定めています。

(地産地消の推進)

- 第13条 町は、フードマイレージやウッドマイレージを小さくし、温室効果ガス排出を抑制するために、生産者、事業者及び町民と連携し、農林業の生産物をより身近な地域を優先して消費する仕組みの地産地消を推進します。
- 2 町は、地球温暖化による農林業の生産物の被害を抑止するために、気候変動に対応する農林業のあり方の情報提供に努め、農林業者に協力し、地場産業を育成します。

【説明】

嵐山町やその近辺で生産された食品、木材を活用することで、移送にかかるCO₂量を削減します。

学校給食では、米は100%、野菜は29%地元産を活用しています。公共施設の建設にあたっては建物の内部は可能な限り、地域で産出される木材を活用します。菅谷小学校の床・腰壁は、ときがわ町産の木材を活用しています。

2項は、地球温暖化によって農林業の被害がおきないように、気候変動の影響に関する情報を提供して、農林業の被害を少なくするように協力して、嵐山町の地場産業を守り育てることを定めています。

(再生可能エネルギーの活用)

- 第14条 町は、再生可能エネルギーの導入を促進するための施策を推進します。
- 2 町民と事業者は、日常生活及び事業活動において再生可能エネルギーの利用の促進に努めます。
- 3 町は、町民が再生可能エネルギーを導入するときは、予算の範囲内で支援します。

【説明】

第14条は、一般的には太陽光や太陽熱、バイオマスなどのエネルギーを活用することを定めたものです。

2項は町と事業者が再生エネルギーを活用することを定め、3項は町民が再生可能エネルギーを活用するときには、予算の範囲内で支援することを定めています。

平成23年度は太陽光発電、太陽熱温水器、エコキュートなどの補助金を限度額

50,000 円、100 台分を予算化しています。

(建物に関するエネルギー対策)

第 15 条 町は、建物から排出される CO₂ の削減を図るため、次に掲げるエネルギー対策に取り組みます。

- (1) 建物の省エネルギー化
 - (2) 再生可能エネルギーの導入
 - (3) 公共施設の建設、増改築に当たり、対象面積が 2 000 m²以下であっても埼玉県建築物環境配慮基準を準用します。
- 2 町内に新たに住宅、建築物を建築するものは、省エネルギー対策に努めます。
 - 3 住宅・建築物を販売するものは、省エネルギー情報の提供に努めます。
 - 4 町は、町民が住居を環境配慮型のものに改修するときは、町の予算の範囲内で支援します。

【説明】

第 15 条は建築物の建築方法によって冷暖房対策をとり、建物からの CO₂ の排出量を削減する条項です。

嵐山町の公共施設のふれあい交流センターの延べ床面積は、埼玉県建築物環境配慮基準の 2000 m²以下ですが、同基準を準用するエネルギー政策を行います。

2 項では、新たに町内に住宅や建築物を建築する場合、省エネルギー対策を行う条項です。

3 項は、住宅や建築物を販売する事業者は、省エネルギー情報を提供することを定めたものです。

(交通対策)

第16条 町は、公共交通機関の利便性向上に努め、町民、事業者は公共交通機関の利用に努めます。

- 2 自動車を運転する町民は、温室効果ガスの排出量がより少ない運転（以下「エコドライブ」といいます。）を行うように努めます。
- 3 事業者は、その事業用自動車を運転する者に、エコドライブの実施について指導します。

【説明】

公共交通の利便性を確保し、町民や事業者の方が利用しやすくします。2 項、3 項は自動車の運転方法で CO₂ の排出を抑えることを定めた条項です。

(嵐山町地球温暖化対策推進委員会)

- 第 17 条 地球温暖化対策を推進するために、第 8 条の規定による地域推進計画の策定、計画の実施及び第 10 条による環境に関わる教育や学習を企画することを目的として、嵐山町地球温暖化対策推進委員会を設置します。
- 2 嵐山町地球温暖化対策推進委員会は、町の地球温暖化対策の推進について、2 年に 1 度、町長に報告し、町長はこれを公表します。
- 3 町長は、議会に地球温暖化対策推進についての意見を求めます。

【説明】

嵐山町地球温暖化対策推進委員会を設置し、町と町民とが協働して策定していきます。又、環境に関わる教育や学習について町と町民が企画して、町民に参加を働きかけます。

地球温暖化対策推進委員会は 2 年に 1 度、推進状況を町長が報告し、その報告を町長が公表し、その推進状況について議会が意見を述べるという PDCA のサイクルで進めます。

(委員の構成)

- 第 18 条 前条に定める地球温暖化対策推進委員会を構成する委員は、以下の区分(各 1 名)より 10 名内の委員で構成します。ただし、第 9 号の公募委員は、2 人以内とします。
- (1) 環境保全審議会委員
 - (2) 学校教員
 - (3) 里地里山委員会
 - (4) 商工会
 - (5) 農林業者
 - (6) 花見台工業団地工業会(国、県に排出量報告義務のある事業者)
 - (7) 小中学校保護者
 - (8) 知識経験者
 - (9) 公募による町民

【説明】

地球温暖化対策推進委員会の委員は、町民、町内の事業者、ボランティア団体など幅広い方にお願いしています。学校教員、小中学校保護者にもお願いしています。そのほか地球温暖化対策についての専門的な知識をもった知識経験者、公募委員 2 名で構成します。

(任期)

第 19 条 地球温暖化対策推進委員会の委員の任期は 2 年とします。ただし、3 回を限度として再任することができます。

【説明】

地球温暖化対策推進委員会委員の任期を定めています。最長で 8 年間の任期になります。

(運営)

第 20 条 嵐山町地球温暖化対策推進委員会に会長及び副会長を置きます。
2 会長及び副会長は、委員の互選とします。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。
4 地球温暖化対策推進委員会の会議は、公開とします。
5 地球温暖化対策推進委員会は 条例第 17 条に定めるもののほか、地球温暖化対策に必要なことを各委員に諮って、行うことができます。

【説明】

地球温暖化対策推進委員会の運営について定めています。

(事務)

第 21 条 地球温暖化対策推進委員会の事務は、環境農政課において処理します。

【説明】

地球温暖化対策推進委員会の担当課を環境農政課にすることを定めています。

第 4 章 その他

(見直し規定)

第 22 条 本条例は、地球温暖化対策をめぐる技術の進歩や国内外の情勢の変化に合わせて、その都度見直すものとします。

【説明】

地球温暖化対策は、技術の発展や情勢によって変化します。その変化に対応した政策を嵐山町が推進するため、その都度条例を見直すことを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4条第1号のうち、エネルギー事業者については、平成26年度末までに把握するよう努めます。
- 2、第4条第2号、第8条及び第11条については、平成24年10月1日から施行します。

(CO2 排出量の把握)

- 3、第4条第2号については、嵐山町CO2排出量が把握できるまで、既存のマニュアルによりCO2排出量を推定し、CO2削減目標を地域推進計画に定めます。

【説明】

附則で公布の日からこの条例については施行することを定めています。第4条1号のエネルギー事業者(電力会社、プロパンガス)については、市町村単位での把握ができる仕組みになっていません。事業者に協力を求める体制を作るために平成26年度末までに把握できるように努めます。

第8条の地域推進計画策定の施行を平成24年10月とします。